

平成 30 年 (2018 年) 1 月 18 日
政 策 会 議 資 料
環 境 部 環 境 政 策 室

環境まちづくり基金の設置について

1 概要及び目的

本市は、吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）や吹田市役所エコオフィスプラン等の行政計画を策定し、持続可能な社会の構築に向けて環境先進都市の実現を目指しています。しかし、その実現に向けては、以下の状況を踏まえ、財源的裏づけを持った効果的な施策展開が必要であるため、環境まちづくり基金を設置します。

- (1) 平成 28 年 (2016 年) 11 月にパリ協定^{*1}が発効され、国際的な温暖化対策が加速
- (2) 平成 21 年 (2009 年) の吹田市第 2 次環境基本計画策定時に設定し、現行計画に引き継がれている目標値の達成が極めて困難
- (3) 平成 30 年度 (2018 年度) から環境先進都市の実現に向けた吹田市第 3 次環境基本計画の策定作業を開始（昨今の国内外動向を踏まえ、吹田市第 2 次環境基本計画を上回る目標を設定）

このような中、平成 29 年 (2017 年) 2 月に策定した吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づき環境部が主導し、取りまとめた環境配慮型入札による電力調達において、結果として調達価格の大幅な削減を実現しました。

このことを契機として、この効果額等を原資とする環境まちづくり基金を設置し、公共施設における率先実行を加速するとともに、第 2 次環境基本計画等の行政計画に基づく先進的な環境施策に積極的に取り組みます。

2 基金の財源

平成 32 年 (2020 年) 9 月までの 3 年間は、環境配慮型入札による電力調達の効果額を算出し、積み立てます。

平成 29 年 (2017 年) 10 月から 12 月までの電力使用実績における効果額^{*2} は、45,157,570 円であり、3 年間では約 5 億円の効果額を見込んでいます。

その他、寄附金を募るとともに、今後、環境先進都市の実現に向け持続的に施策展開していくためには、安定的な財源を確保することが必要であることから、その財源について検討します。

3 基金の活用方法

平成 30 年度 (2018 年度) に実施予定である環境マネジメント強化業務^{*3} 等において検討し、公共施設における率先実行施策及び第 2 次環境基本計画等の行政計画に基づく先進的な環境施策への活用を図ります。

4 今後の予定

平成 30 年 (2018 年) 2 月定例会に吹田市積立基金条例改正案の提案を予定しています。

※1 パリ協定

地球温暖化防止に係る国際的な枠組みである「気候変動に関する国際連合枠組条約」のもとで毎年開催されている気候変動枠組条約締約国会議の平成 27 年の開催時に採択された、すべての国が参加する新たな温暖化対策の仕組みのこと。各国が温室効果ガスの削減目標を提出するとともに、5 年ごとの更新時に削減目標をさらに高めていくなどのルールが定められている。

※2 効果額

(関西電力株式会社の公表単価) - (新規契約電力会社との契約単価)

※3 環境マネジメント強化業務

庁内の環境マネジメントの強化に向け、環境省の補助金を活用し、委託業務により吹田市役所エコオフィスプランの改定案を作成する業務のこと。吹田市役所エコオフィスプランは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年（1998 年）法律第 117 号）第 21 条第 1 項の策定義務に基づき策定している庁内の温暖化対策の推進計画のこと。